

山形県糖尿病及び慢性腎臓病(CKD)重症化予防プログラム

平成28年12月20日制定

平成29年12月20日一部改定

平成31年3月14日一部改定

山形県医師会
山形県糖尿病対策推進会議
山形県保険者協議会
山形県

1 目的

糖尿病及び慢性腎臓病(CKD)が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・治療中断者について、保険者等関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、健康診査未受診者への積極的な受診勧奨や、かかりつけ医の判断により保険者や市町村、保健所等と連携した保健指導体制の充実を図り、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

2 対象者の抽出基準

(1) 医療機関未受診者

健康診査データから次の①又は②に該当する者を抽出した上で、レセプトデータの照合等により受診を確認できなかった者とする。

① 次のアに該当し、かつイ又はウのいずれかに該当する者

ア 空腹時血糖 126mg/dl (随時血糖 200mg/dl) 以上又はHbA1c6.5%以上

イ eGFR 60ml/分/1.73 m²未満(血清クレアチニンを測定している場合)

ウ 尿蛋白 陽性(+)以上

② eGFR 45ml/分/1.73 m²未満(血清クレアチニンを測定している場合)の者

(2) 治療中断者

保険者は、レセプトデータから通院中の患者で最終の受診から6か月を経過しても受診した記録がない者を抽出する。

(3) 留意点

後期高齢者については、複合的な疾病の合併のみならず、老化に伴う諸臓器の機能低下を基盤としてフレイル、サルコペニア、認知症等の進行がみられ、個人差が大きい。個人の状況に合わせて、QOL維持・向上、要介護状態への移行防止等を含めた包括的な対応が必要になる。

また、健康診査が未受診でかつ1年以上医療機関を受診していない者についての状況確認及び健康診査の受診勧奨も重要である。

3 受診勧奨

保険者は、手紙送付、電話、個別面談、戸別訪問等の方法により、対象者の状況に応じて実施する。

受診勧奨後、医療機関の受診等に結びついたか否かの確認及び必要に応じた再勧奨を実施する。医療機関への連絡及び回報書については別紙2（結果連絡票・回報書）を参考とする。

4 保健指導

保険者は、医療機関未受診の者について、電話等による指導、個別面談、訪問指導、集団指導等の方法により、対象者の状況に応じて実施する。その際、専門職が取組みに携わることとする。

5 かかりつけ医及びかかりつけ歯科医との連携

保険者は、受診勧奨及び保健指導について、かかりつけ医との連携を図ることとする。

また、保健指導の中で食生活指導を行う場合には、歯周病及び歯の喪失等、歯・口腔のリスクに係る判定に基づき指導を行うと共に、かかりつけ歯科医との連携を図ることに留意する。

かかりつけ医が保険者・市町村等による保健指導が必要であると認めた場合には、別紙3「糖尿病保健指導依頼書」により保険者・市町村等に依頼する。

保健指導を実施した保険者・市町村等は、指導結果について別紙4「糖尿病保健指導報告書」によりかかりつけ医に報告するものとする。

なお、別紙7「山形県糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）重症化予防連絡票」については、対象者が保健指導を希望する場合など、保険者が必要に応じ活用するものとする。

6 かかりつけ医や専門医等との連携

糖尿病合併症の発症予防には、かかりつけ医と専門医の間で十分な連携をとり、患者が受診を継続することが必要である。

糖尿病専門医に紹介が必要な場合

- ① 患者個々の血糖コントロール目標が3か月以上達成されない場合
- ② インスリン療法が必要なインスリン依存状態である場合
- ③ 糖尿病ケトアシドーシスなど急性合併症のある場合
- ④ 教育入院が必要と思われる場合 など

詳細は日本糖尿病対策推進会議編「糖尿病治療のエッセンス 2017年版」を参照のこと。連携の様式については別紙5「診療情報提供書（糖尿病患者紹介用）」及び別紙6「診療情報提供書（糖尿病患者逆紹介用）」を参考とする。

7 事業評価

保険者は健康診査データ・レセプトデータ等の活用、及び別紙8「糖尿病及び慢性腎臓病 精密検査結果成績表」の活用による別紙2（結果連絡票・回報書）の状況把握等により、対象者の受診状況やその後の健康診査結果を把握し、評価する。

県全体として、糖尿病腎症による新規透析導入患者数・率（人口10万対）の推移等評価項目を検討し、状況を把握し評価する。

8 その他

本プログラムは、実施可能な体制が整った保険者から実施するものとするが、既に実施している取組みを否定するものではない。保険者では既に本プログラム以上に丁寧な方法で実施しているところもあると思われるが、そのような保険者についても足並みをそろえて実施することを求めるものではなく、様式2～8についても参考に示したものであり、各団体の実情に応じて使用するものとする。

関係機関の役割

